

請求権資金の運用及び管理に関する法律
(法律第 1741 号、1966.2.19 制定、1966.2.19 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この法は大韓民国と日本との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定(以下"協定"という)によって受入される資金の使用において国民経済の自主的で均衡ある発展に寄与できるよう効率的に運用・管理又は導入するために必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(定義)

- ① この法で"無償資金"とは協定第 1 条 1(a)により導入される資金をいう。
- ② この法で"借款資金"とは協定第 1 条 1(b)により導入される資金をいう。
- ③ この法で"ウォン貨資金"とは無償資金と借款資金の使用から発生する資金をいう。
- ④ この法で"請求権資金"とは無償資金・借款資金およびウォン貨資金をいう。
- ⑤ この法で"資本財"とは産業施設(船舶・乗用自動車を除く車両などを含む)としての機械・機材・施設品・部分品・付属品(林業施設の場合は苗木・畜産業施設の場合は種畜を含む)又は、試運転に必要とされる原料予備品とこれら資本財の導入にともなう運賃・保険料又は設置、助言の技術をいう。
- ⑥ この法で"原資材"とは原料・半製原料およびその他大統領令が定める資材をいう。
- ⑦ この法で"用役"とは特許権その他技術の使用に関する権利と大統領令が定める技術をいう。
- ⑧ この法で"受用者"とは請求権資金によって導入した資本財を所有している者でその受用者の資格が解除される以前の者をいう。

第 3 条(資金使用制限)

請求権資金は大韓民国政府と大韓民国国民(大統領令が定める法人を含む)のほかはこれを使用することができない。

第 4 条(資金使用基準)

- ① 無償資金は農業・林業および水産業の振興・原資材および用役の導入その他これに準ずるものであって経済発展を支える事業のために使用する。
- ② 借款資金は中小企業・鉱業と基幹産業および社会間接資本を拡充する事業のために使用する。
- ③ ウォン貨資金は前 2 項に規定した事業の支援又は、請求権資金管理委員会が定めるところにより使用する。

第 5 条(民間人の対日請求権補償)

- ① 大韓民国国民が有する 1945 年 8 月 15 日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。
- ② 前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。

第 6 条(特別会計の設置)

- ① 請求権資金を運用・管理するために請求権資金特別会計を置く。
- ② 前項の特別会計に関して必要な事項は別に法律で定める。

第 7 条(委員会の設置)

請求権資金の運用・管理に関する重要事項を審議議決するために国務総理所属下に請求権資金管理委員会(以下"委員会"という)を置く。

第 8 条(委員会の構成など)

- ① 委員会は委員長 1 人と副委員長 1 人および委員 14 人以内で構成する。
- ② 委員長には国務総理、副委員長には経済企画院長官が就き、委員は関係部長官と経済界・学界・言論界・法曹界など各部門から大統領が任命又は、委嘱する。
- ③ 委員中大統領が委嘱する委員の任期は 2 年とする。ただし、公職の資格により委嘱された委員がその公職から解任される場合には例外とする。
- ④ 委員中公務員でない委員も刑法その他の法律の規定による罰則の適用については公務員とみなす。

第 9 条(委員会の議決事項など)

- ① 委員会は次の事項を審議・議決する。
 - 1 請求権資金を使用する対象事業およびその事業計画
 - 2 請求権資金による購買および導入手続きに関する重要事項
 - 3 その他請求権資金の運用・管理に必要な事項
- ② 委員会が前項に規定する事項を審議議決するにあたり、過剰施設、立ち遅れた産業施設、国内生産で需要を充足する生産物および日本地域での購買が顕著に不利な生産物、その他経済発展に寄与せず、又は悪影響を及ぼすと明白に認められる産業施設の導入を議決することができない。

第 10 条(委員会の議事など)

- ① 委員会の委員長は必要に応じて委員会の会議を招集してその議長となり、副委員長

は委員長に事故があった場合にその職務を代行する。

- ② 会議は在籍委員(委員長を含む)過半数の出席で成立し、出席委員過半数の賛成で議決する。
- ③ 議長は表決の結果可否同数の場合に決定権を持つ。
- ④ 会議の審議事項に関して、委員およびその配偶者それらの親族又は家族が特別な利害関係を有する場合には当該委員はその事項の審議・議決に参加できない。
- ⑤ この法に規定するほかに委員会の運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条(再審査)

- ① 委員会の議決が第 9 条第 2 項の規定に違反したと認める利害関係人はその議決があった日から 1 月以内に委員会に対し再審査を請求することができる。
- ② 前項の再審査は委員会の在籍委員 3 分の 2 以上の出席と賛成で議決する。
- ③ 委員会が第 1 項の再審査をする場合には再審査請求人の意見を聞かねばならず、必要な場合には参考人の意見を聞くことができる。
- ④ 委員会が再審査請求に理由なしとの議決した場合には原議決に瑕疵がないものとみなす。

第 12 条(使節団の設置)

- ① 次の各号の事項を掌握するために経済企画院長官所属下に請求権および経済協力使節団(以下"使節団"という)を置く。
 - 1 協定第 1 議定書第 5 条に規定する事項
 - 2 その他大統領令が定める事項
- ② 使節団の職制、公務員の種類・報酬・定員その他必要な事項は大統領令で定める。

第 13 条(年度実施計画の確定公告および年度使用計画の国会同意)

- ① 経済企画院長官は協定第 1 議定書第 1 条の規定による年度実施計画案(以下"無償資金使用年度実施計画案"という)と協定第 1 条 1(b)の規定の実施に関する交換公文 5 の規定による年度実施計画案(以下"借款資金使用年度実施計画案"という)を作成して委員会の議決を経て大統領の承認を得なければならない。これを修正する場合も同様とする。
- ② 無償資金の年度使用計画案は部門別・事業別に金額を計上し、借款資金の年度使用計画案は部門別・事業別に業体を表示して金額を計上し、それぞれ国会の同意を得なければならない。
- ③ 経済企画院長官は無償資金使用年度実施計画案と借款資金使用年度実施計画案が協定第 1 議定書第 1 条および協定第 1 条 1(b)の規定の実施に関する交換公文 5 によって確定した時には大統領令が定める主要内容を公告しなければならない。
- ④ 前項の公告はソウル特別市で発行される 2 以上の日刊新聞紙に掲載しなければならない。

ない。

第 14 条(公開募集)

- ① 経済企画院長官は前条第 3 項の規定によって無償資金使用年度実施計画と借款資金使用年度実施計画が確定した時には、その計画の実施(政府又は政府投資機関が使用する部分は除く)のため、請求権資金で資本財および用役を導入しようとする者を公開募集しなければならない。
- ② 前項の公開募集のための公告をする時には前条第 4 項の規定を準用する。

第 15 条(資金使用などの許可)

- ① 前条第 1 項の規定による募集に応じようとする者は請求権資金の使用および導入に関する許可申込書を必要な書類を添付して経済企画院長官に提出しなければならない。
- ② 経済企画院長官は前項の許可申込書を受領した時には主務部長官の合意を経て大統領令が定める許可基準に適合するかを審査し、適合する申請に対しては委員会の議決を得て請求権資金の使用および導入に関する許可をしなければならない。
- ③ 原資材導入のための資金使用に関してはその品目について経済企画院長官が主務部長官の合意を経て委員会の議決を受けた後、韓国銀行総裁が大統領令の定める手続きにより資金を公売してその使用および導入に関する許可をする。

第 16 条(導入報告)

- ① この法の規定によって資本財・原資材又は、用役を導入した者は導入した日から 1 月以内に導入報告書と導入に関する証拠書類を経済企画院長官および主務部長官に提出しなければならない。
- ② 受用者は前項の規定によって導入報告書を提出した日から 6 月ごとに資本財の使用又は処分に関する状況を経済企画院長官および主務部長官に報告しなければならない。

第 17 条(調査および是正)

- ① 経済企画院長官および主務部長官は前条の規定による報告を受けた時には定期又は随時に所属公務員に現場を調査させて報告の内容を確認することができる。また、必要と認める場合には受用者に対し調査に必要な説明書その他書類を提出させ、関係者の出頭を要求することができる。
- ② 前項の規定によって調査をする公務員はその身分を表示する証票を携帯し、関係者の要求がある時にはこれを提示しなければならない。
- ③ 経済企画院長官および主務部長官は第 1 項の規定による調査の結果違法又は不当と認められる事項がある時には受用者にその是正を要求することができる。

第 18 条(目的変更などの承認)

- ① 受用者が次の各号の 1 に該当する行為をしようとする時には事前に経済企画院長官の承認を受けねばならず、経済企画院長官はこれについて主務部長官の合意を経なければならぬ。この場合に承認を得ずになされた行為はその効力が発生しない。
 - 1 この法によって導入された資本財又は用役を許可された目的外に使用しようとする時
 - 2 導入された資本財・用役およびこれと直接関連する資産の全部若しくは一部を売却・譲渡・賃貸その他担保の目的に使用し、又は事実上の支配権を他人に譲渡しようとする時
- ② 受用者が発行した株式や受用者の持分を所有する者がその株式や持分を譲渡する場合も前項と同様とする。

第 19 条(債権行使の承認)

- ① この法によって導入された受用者の資本財・用役およびこれと直接関連する資産の全部又は一部を債権行使の目的で使用しようとする者は事前に主務部長官の承認を得なければならない。
- ② 前項の場合に承認を得ずになされた行為の効力については前条第 1 項後段の規定を準用する。

第 20 条(売却処分)

- ① 主務部長官は受用者が許可された目的を達成できず、又は達成する可能性がないと認める時には当該企業体を売却する意向を受用者に通告し、定められた期日内に異議を提出させ、異議が提出されず、又は不当であると認める時には委員会の議決を経て期日を定めてその企業体の売却を命じることができる。
- ② 受用者が前項の規定によって売却をする時にはあらかじめ買受人について主務部長官の承認を得なければならない。
- ③ 前項の場合に承認を得ずになされた売却の効力については第 18 条第 1 項後段の規定を準用する。

第 21 条(同前)

- ① 受用者が前条の規定による売却を定めた期日内に完了できない時には主務部長官は受用者に代わり当該企業体を売却することができる。
- ② 前項の規定による売却は一般競争入札により、施行手続は大統領令で定める。
- ③ 前項の規定による売却に要するすべての費用は前受用者が負担する。

第 22 条(職権の委任)

経済企画院長官は第 14 条・第 17 条および第 18 条に規定された職権とその他管理および監督に関する職務の一部を政府機関又は大統領令が定める政府投資機関の長に委任することができる。

第 23 条(受用者の資格解除)

経済企画院長官はこの法によって導入された受用者の資本財又は用役が許可された目的により使用・運営された日から 5 年以上が経過した時にはその受用者の資格を解除することができる。

第 24 条(補則)

- ① 協定の付属文書である商業上の民間信用提供に関する交換公文によって導入される資金は外資導入促進法・長期決済方式による資本財導入に関する特別措置法及び借款に対する支払保証に関する法律その他関係法令を適用する。
- ② この法中、外資管理法に関連する事項については同法を適用しない。
- ③ 第 15 条第 2 項および第 3 項の規定による許可については貿易法中輸入許可に関する規定を適用しない。

第 25 条(罰則)

- ① 請求権資金を政治資金として使用した者は無期又は 5 年以上の懲役に処する。
- ② 第 16 条の規定による導入報告書を期限内に提出しない者、使用又は処分状況を期限内に報告しない者と虚偽の報告をした者は 3 年以下の懲役又は 3 百万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第 17 条第 1 項の規定による調査に応じない者、忌避・拒否又は妨害する者、同条第 3 項の規定による要求に応じない者は 5 年以下の懲役又は 5 百万ウォン以下の罰金に処する。
- ④ 第 18 条の規定に違反した者は 10 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。
- ⑤ 第 20 条第 2 項の規定に違反した者は 5 年以下の懲役又は 5 百万ウォン以下の罰金に処する。
- ⑥ 第 2 項ないし前項に規定した懲役刑と罰金刑はこれを併科することができる。

第 26 条(加重処罰)

- ① 第 15 条第 2 項および第 3 項の許可を受けて資本財・原資材又は用役を導入する者がその導入に関して請求権資金を外国に逃避させる目的で外国為替管理法第 17 条・第 20 条ないし第 23 条・第 25 条ないし第 29 条に規定された罪を犯すことにより請求権資金の全部又は一部を外国に逃避させた場合にその価額が米合衆国貨 5 万ドル相当以上で

ある時には死刑・無期又は 10 年以上の懲役に処する。この場合にその価額の 5 倍以下の罰金刑を併科することができる。

- ② 前項の罪の目的とされた金品その他物は没収する。没収が不可能な時にはその価額を追徴する。

第 27 条(両罰規定)

法人の代表者や法人又は自然人の代理人・使用人その他従業員がその法人又は自然人の業務に関して第 16 条・第 17 条第 1 項・同条第 3 項・第 18 条および第 20 条第 2 項・第 26 条の規定に違反した時には行為者を処罰する外にその法人又は、自然人に対しても罰金刑を科する。

第 28 条(告発)

- ① 第 25 条第 2 項ないし第 5 項の罪は経済企画院長官又は主務部長官の告発がなければ公訴を提起することができない。
- ② 経済企画院長官又は主務部長官は正当な理由がない限り前項の告発をしなければならない。

第 29 条(施行令)

この法の施行に関して必要な事項は大統領令で定める。